

山口市上下水道事業土木系工事における「週休2日工事」の実施要領

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る週休2日工事に関する必要な事項については、山口市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領の例による。

ただし、水道工事のうち、「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）」によって積算されるものについては、同実施要領8（5）の補正係数は別紙のとおりとする。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別紙

【水道工事】（「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）」によって積算されるもの）

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所型）（通期・月単位））＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。

なお、市場単価方式については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

＜補正係数（週休2日工事（交替制）（通期・月単位））＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。

なお、市場単価方式については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日／28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・現場管理費率 1.03

別表

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.05	1.05	1.05	1.05
ガス圧接工		1.04	1.04	1.04	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.05	1.05	1.05	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.05	1.05	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.05	1.05	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04	1.04	1.04
	撤去	1.05	1.05	1.05	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.03	1.03	1.03
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去・移設	1.04	1.04	1.04	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.05	1.05	1.05	1.05
法面工		1.02	1.02	1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03	1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03	1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.05	1.05	1.05	1.05
	剪定	1.05	1.05	1.05	1.05
公園植栽工		1.05	1.05	1.05	1.05
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04	1.04	1.04	1.04
橋面防水工		1.02	1.02	1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01